

高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧
<p>高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱</p>	<p>高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱</p>
<p>第1条～第12条 「略」</p>	<p>第1条～第12条 「略」</p>
<p>附 則 (施行期日)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p>
<p>1 この要綱は、平成25年3月18日から施行する。 (失効期限等)</p>	<p>1 この要綱は、平成25年3月18日から施行する。 (失効期限等)</p>
<p>2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第8条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>	<p>2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第8条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>
<p>附 則 この要綱は、平成26年3月28日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成26年3月28日から施行する。</p>
<p>附 則 この要綱は、平成27年3月24日から施行し、平成26年度事業から適用する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成27年3月24日から施行し、平成26年度事業から適用する。</p>
<p>附 則 この要綱は、平成27年4月22日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成27年4月22日から施行する。</p>
<p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。</p>
<p>附 則 この要綱は、平成31年3月27日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成31年3月27日から施行する。</p>
<p>附 則 この要綱は、令和元年6月21日から施行し、令和元年度事業から適用する。</p>	<p>附 則 この要綱は、令和元年6月21日から施行し、令和元年度事業から適用する。</p>
<p>附 則 この要綱は、令和2年3月23日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、令和2年3月23日から施行する。</p>
<p>附 則 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。</p>
<p>附 則 この要綱は、令和4年3月24日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、令和4年3月24日から施行する。</p>
<p>附 則 この要綱は、令和5年3月30日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、令和5年3月30日から施行する。</p>

新			旧		
<p>附 則 この要綱は、令和6年3月21日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和7年3月27日から施行する。</p> <p><u>附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>			<p>附 則 この要綱は、令和6年3月21日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和7年3月27日から施行する。</p> <p><u>「追加」</u></p>		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
事業の種類	木材活用施設等整備	学校関連環境整備	事業の種類	木材活用施設等整備	学校関連環境整備
事業内容	県内のPR効果の高い公的空間（注1）への木製品の導入及び内外装の木質化を行う事業	県内の幼稚園、保育施設、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブ、図書館等への木製品の導入及び内外装の木質化等を行う事業	事業内容	県内のPR効果の高い公的空間（注1）への木製品の導入及び内外装の木質化を行う事業	県内の幼稚園、保育施設、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブ、図書館等への木製品の導入及び内外装の木質化等を行う事業
補助対象経費	(1) 玄関、ロビー、休憩所その他県民の目に触れる機会が多い公的空間への木製品の導入経費 (2) 玄関、ロビー、休憩所、屋外その他県民の目に触れる機会が多い公的空間の木質化（注2）の整備に係る経費 ※建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合した整備とする。	(1) 幼児、児童、生徒及び学生が利用する木製（県産材）の机、椅子、遊具等の木製品の導入経費 (2) 幼児、児童、生徒及び学生が利用する保育室、教室等の木質化（注2）の整備に係る経費 ※建築基準法その他関係法令に適合した整備とする。	補助対象経費	(1) 玄関、ロビー、休憩所その他県民の目に触れる機会が多い公的空間への木製品の導入経費 (2) 玄関、ロビー、休憩所、屋外その他県民の目に触れる機会が多い公的空間の木質化（注2）の整備に係る経費 ※建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合した整備とする。	(1) 幼児、児童、生徒及び学生が利用する木製（県産材）の机、椅子、遊具等の木製品の導入経費 (2) 幼児、児童、生徒及び学生が利用する保育室、教室等の木質化（注2）の整備に係る経費 ※建築基準法その他関係法令に適合した整備とする。
補助の条件	(1) 木製品の導入経費には、導入場所までの運搬費、設置費及び森林環境税を活用していることを製品に表示する印刷等経費を含むものとする。 (2) 木質化の整備費には、導入場所までの運搬費、設置費及び森林環境税を活用していることを製品に表示する印刷等経費を含むものとする。 (3) 次に掲げるものは、補助事業の対象としない。 ① 国、県、市町村等の他の事業（補助、委託、森林環境譲与税等）との併用 ② 既存施設の取壊し及び処分に係る経費又は敷地の造成費 ③ 不特定多数の利用が無く、主に補助事業者の職員等が業務を行うために使用する施設又は空間の整備 ④ 既に木質化されている部分及び導入されている木製品の改修。ただし、新たに木質化する面積が、既に木質化され今回改修しようとする面積以上である場合には、補助の対象に含めることが出来る（既に木質化された箇所が当該事業を活用している場合は、その面積を対象としない。）。 (4) 原則として高知県産材のみを活用した製材品、木製品を使用すること。 (5) 取得した製品等に、森林環境税を活用していることを印刷等により表示すること。 <u>(6) 消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）別表第1第13号に規定する乳幼児用玩具については、子供PSCマークが付された製品であること。</u>		補助の条件	(1) 木製品の導入経費には、導入場所までの運搬費、設置費及び森林環境税を活用していることを製品に表示する印刷等経費を含むものとする。 (2) 木質化の整備費には、導入場所までの運搬費、設置費及び森林環境税を活用していることを製品に表示する印刷等経費を含むものとする。 (3) 次に掲げるものは、補助事業の対象としない。 ① 国、県、市町村等の他の事業（補助、委託、森林環境譲与税等）との併用 ② 既存施設の取壊し及び処分に係る経費又は敷地の造成費 ③ 不特定多数の利用が無く、主に補助事業者の職員等が業務を行うために使用する施設又は空間の整備 ④ 既に木質化されている部分及び導入されている木製品の改修。ただし、新たに木質化する面積が、既に木質化され今回改修しようとする面積以上である場合には、補助の対象に含めることが出来る（既に木質化された箇所が当該事業を活用している場合は、その面積を対象としない。）。 (4) 原則として高知県産材のみを活用した製材品、木製品を使用すること。 (5) 取得した製品等に、森林環境税を活用していることを印刷等により表示すること。	
補助事業者	社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体等	社会福祉法人、学校法人、財団法人、保育施設、教育施設等の設置者	補助事業者	社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体等	社会福祉法人、学校法人、財団法人、保育施設、教育施設等の設置者
補助率	2分の1以内		補助率	2分の1以内	
補助金額の下限	補助金額25,000円以上	補助金額25,000円以上	補助金額の下限	補助金額25,000円以上	補助金額25,000円以上
補助金額の上限	一施設当たりの限度額400万円、一事業者当たりの限度額500万円 ただし、小・中学校の内装木質化については限度額1,000万円		補助金額の上限	一施設当たりの限度額400万円、一事業者当たりの限度額500万円 ただし、小・中学校の内装木質化については限度額1,000万円	

新	旧
<p>(注) <u>1 補助金額の算出に当たって、補助対象経費に補助率等を乗じて算出された金額に千円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 「公的空間」とは、社会福祉施設、病院若しくは診療所、運動施設、銀行等金融機関、ホテル・旅館（客室を含む）、百貨店、コンビニエンスストアその他店舗及び飲食店、貸しホール、道の駅及び高速道路のサービスエリア、パーキングエリアなど、多数の県民等が広く利用可能な空間とする。ただし、特定の会員向け施設や主に職員の利用する空間など、多数の県民の利用が想定されていないものは対象外とする。</p> <p><u>3</u> 「木質化」とは、天井、床、内壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することとする。</p> <p><u>4</u> 特段の事情がある場合を除き、県に対し次のことを協力するものとする。  (1) 広報資料への掲載  (2) 見学会等における場所の提供</p>	<p>(注) <u>「追加」</u></p> <p><u>1</u> 「公的空間」とは、社会福祉施設、病院若しくは診療所、運動施設、銀行等金融機関、ホテル・旅館（客室を含む）、百貨店、コンビニエンスストアその他店舗及び飲食店、貸しホール、道の駅及び高速道路のサービスエリア、パーキングエリアなど、多数の県民等が広く利用可能な空間とする。ただし、特定の会員向け施設や主に職員の利用する空間など、多数の県民の利用が想定されていないものは対象外とする。</p> <p><u>2</u> 「木質化」とは、天井、床、内壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することとする。</p> <p><u>3</u> 特段の事情がある場合を除き、県に対し次のことを協力するものとする。  (1) 広報資料への掲載  (2) 見学会等における場所の提供</p>

新	旧
<p>別記 第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">所在地 補助事業者名 代表者名 生年月日</p> <p style="text-align: center;">高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付申請書</p> <p>年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、下記関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の種類</p> <p>2 事業の目的</p> <p>3 事業計画書（別紙1）</p> <p>4 収支予算書（別紙2）</p> <p>5 関係書類  (1) 見積書その他事業費を確認することができる資料  (2) 補助事業者は、県税事務所で発行する完納証明書（滞納がないことを証するもの）又は、県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）ただし、納税義務がない者にあつてはその旨の申立書  (3) 設置箇所及び整備内容を確認することができる図面等  (4) 補助事業者は、県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙3）  ※1：税務課が別に定める「県営完納情報提供事務処理要領」における第4号様式  ※2：補助事業者が個人の場合はマイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書の写し等。法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書の写し等。  （注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険の資格確認書の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。  （注）関係書類について、（1）から（4）までを添えてください。</p> <p>別紙1 「略」</p>	<p>別記 第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">所在地 補助事業者名 代表者名 生年月日</p> <p style="text-align: center;">高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付申請書</p> <p>年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、下記関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の種類</p> <p>2 事業の目的</p> <p>3 事業計画書（別紙1）</p> <p>4 収支予算書（別紙2）</p> <p>5 関係書類  (1) 見積書その他事業費を確認することができる資料  (2) 補助事業者は、県税事務所で発行する完納証明書（滞納がないことを証するもの）又は、県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）ただし、納税義務がない者にあつてはその旨の申立書  (3) 設置箇所及び整備内容を確認することができる図面等  (4) 補助事業者は、県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙3）  ※1：税務課が別に定める「県営完納情報提供事務処理要領」における第4号様式  ※2：補助事業者が個人の場合はマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。  （注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。  （注）関係書類について、（1）から（4）までを添えてください。</p> <p>別紙1 「略」</p>

新

別紙2

高知県木の香るまちづくり推進事業収支予算書

1 収入

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
県補助金		
自己負担金		
合 計		

(注) 県補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、千円未満の端数を切り捨ててください。  
課税方式が原則課税かつ当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額等がある場合は、県補助金の「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙4を記入してください。

2 支出

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
木材活用施設等整備		
学校関連環境整備		
合 計		

別紙3 「略」

第2号様式 「略」

第3号様式～別紙1 「略」

旧

別紙2

高知県木の香るまちづくり推進事業収支予算書

1 収入

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
県補助金		
自己負担金		
合 計		

(注) 県補助金額の支出額は、2分の1以内で1,000円未満の端数を切り捨ててください。  
課税方式が原則課税かつ当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額等がある場合は、県補助金の「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙4を記入してください。

2 支出

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
木材活用施設等整備		
学校関連環境整備		
合 計		

別紙3 「略」

第2号様式 「略」

第3号様式～別紙1 「略」

新

別紙2

高知県木の香るまちづくり推進事業収支予算書（変更）

1 収入

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
県補助金		
自己負担金		
合 計		

(注) 県補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、千円未満の端数を切り捨ててください。  
課税方式が原則課税かつ当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額等がある場合は、県補助金の「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙4を記入してください。

2 支出

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
木材活用施設等整備		
学校関連環境整備		
合 計		

第4号様式 「略」

旧

別紙2

高知県木の香るまちづくり推進事業収支予算書（変更）

1 収入

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
県補助金		
自己負担金		
合 計		

(注) 県補助金額の支出額は、2分の1以内で1,000円未満の端数を切り捨ててください。  
課税方式が原則課税かつ当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額等がある場合は、県補助金の「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙4を記入してください。

2 支出

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
木材活用施設等整備		
学校関連環境整備		
合 計		

第4号様式 「略」

新	旧
<p>第5号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">所在地 補助事業者名 代表者名</p> <p style="text-align: center;">高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金実績報告書</p> <p>年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更及び追加交付の決定通知）がありました補助金に関し、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の種類</li> <li>2 事業実績書（別紙1）</li> <li>3 収支精算書（別紙2）</li> <li>4 関係書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 実施状況を確認することができる図面、写真等</li> <li>(2) <u>使用した県産木材</u>の合法性を確認することができる資料の写し（納品書等）</li> <li>(3) 事業の着手日を確認することができる書類（見積依頼書、<u>見積書及び契約書等の写し</u>）</li> <li>(4) 支払いを確認することができる書類（請求書<u>及び領収書</u>等の写し）</li> </ul> </li> </ol> <p>(注) 関係書類について、（1）から（4）までを添えてください。</p> <p>別紙1 「略」</p>	<p>第5号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">所在地 補助事業者名 代表者名</p> <p style="text-align: center;">高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金実績報告書</p> <p>年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更及び追加交付の決定通知）がありました補助金に関し、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の種類</li> <li>2 事業実績書（別紙1）</li> <li>3 収支精算書（別紙2）</li> <li>4 関係書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 実施状況を確認することができる図面、写真等</li> <li>(2) <u>納品された木材製品</u>の合法性を確認することができる資料の写し（納品書等）</li> <li>(3) 事業の着手日を確認することができる書類（見積依頼書等）</li> <li>(4) 支払いを確認することができる書類（<u>契約書</u>、請求書等の写し）</li> </ul> </li> </ol> <p>(注) 関係書類について、（1）から（4）までを添えてください。</p> <p>別紙1 「略」</p>

新

別紙2

高知県木の香るまちづくり推進事業収支精算書

1 収入

(単位：円)

区 分	予算額	精算額	差引き増減額	摘 要
県補助金				
自己負担金				
合 計				

(注) 県補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、千円未満の端数を切り捨ててください。  
課税方式が原則課税かつ当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額等がある場合は、県補助金の「摘要欄」に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙4を記入してください。

2 支出

(単位：円)

区 分	予算額	精算額	差引き増減額	摘 要
木材活用施設等整備				
学校関連環境整備				
合 計				

3 県補助金精算

(単位：円)

補助金交付決定額	精算事業費総額	補助率	精算補助金額	既受領補助金額	差引き補助金未受領額
		2分の1以内			

第6号様式～7号様式 「略」

旧

別紙2

高知県木の香るまちづくり推進事業収支精算書

1 収入

(単位：円)

区 分	予算額	精算額	差引き増減額	摘 要
県補助金				
自己負担金				
合 計				

(注) 課税方式が原則課税かつ当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額等がある場合は、県補助金の「摘要欄」に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙4を記入してください。

2 支出

(単位：円)

区 分	予算額	精算額	差引き増減額	摘 要
木材活用施設等整備				
学校関連環境整備				
合 計				

3 県補助金精算

(単位：円)

補助金交付決定額	精算事業費総額	補助率	精算補助金額	既受領補助金額	差引き補助金未受領額
		2分の1以内			

第6号様式～7号様式 「略」